木鎌郎、工務課長江口鶴雄ノ二名ト會見要求ニ對スル回答ヲ迫ル所アリ會社側ハ左記ノ如キ回答ヲナシタルヲ以テ従業員代表ハ一般従業員ニ諮リ諾否決定スル旨ヲ述ベ約一時間ニシテ退去セリ

、會社側ノ回答

一、日給十銭増額要求ノ件ハ左ノ通リ増額支給ス

一円五十銭未満者ハ　十銭
一円五十銭乃至一円五十九銭　九銭
一円六十銭乃至一円六十九銭　八銭
一円七十銭乃至一円七十九銭　七銭
一円八十銭乃至一円八十九銭　六銭
一円九十銭乃至一円九十九銭　五銭
二円乃至二円十九銭　四銭
二円二十銭以上　三銭
二十歳未満者ハ現在ノ日給額ニ拘ハラズ五銭

二、退職手當五割増要求ノ件ハ給與率ヲ左ノ通リ改ム

三、夜勤手當ニ分増要求ノ件ハ計算内規ヲ左ノ通リ改ム

勤続年数 ＼ 定率	雇員	傭員
3年	15	15
4	17	17
5	20	20
6	25	[illegible]
7	30	27
8	35	31
9	40	35
10	45	40
11	46	41
12	47	42
13	48	43
14	49	44
15	50	45
15以上	50	45

製造所及精製所勤務ノ職工長、副職工長、職工及試備ニシテ晝夜交代作業ニ従事スル者ニハ午前零時ヨリ午前五時迄ハ一時間ニ付日給額ノ百分ノ十五其他ノ時間ハ一時間ニ付日給額百分ノ十ノ割合ヲ以テ賃金ヲ計算支給スルモノトス

四、公休日ノ件ハ容認スルコトヲ得ズ

斯クテ従業員側代表ハ同日(四日)午後五時各製造所ニ於テ一般従業員ニ対シ右回答ヲ報告シタル所従業員等ハ幹部ガ會社ヨリ懐柔セラレタルニアラズヤトノ猜疑ヲ以テ會社ノ回答ニ承認セズ再交渉ヲナシテ要求ヲ貫徹スベシトノ強硬ナル態度ナル